

件名	県職員の勤務時間中の喫煙について
受付日	令和3年3月17日
ご意見・ご提案の概要	<p>緊急事態宣言中に庁舎外で県職員が喫煙していた。その庁舎はコロナ対策で喫煙室が閉鎖されていたが、最近再開されており、休憩時間外に県職員が喫煙していた。</p> <p>県では職員の職場離脱を容認されているのか。勤務時間中の喫煙について、職務専念義務違反に該当するか回答してほしい。</p>
県の考え方	<p>職員が勤務時間中に喫煙のために離席することについては、短時間であって職務遂行に支障が生じない範囲のものであれば、社会通念上容認されるものであり、喫煙のために離席したことをもって、直ちに職務専念義務に違反するものではないと考えております。</p> <p>いただいたご意見の趣旨にも留意しつつ、引き続き、県民から不信感を抱かれることのないよう、全ての職員が責任を持って職務に従事する勤務状況の維持・確保に努めてまいります。</p>
担当課	総務部 人事課